

わたしたちが加入している年金について

年金には様々な種類があります。「国民年金」や「厚生年金」だけではなく、「企業年金」や「iDeCo（イデコ）」など私的年金といわれるもの、老後だけではなく「障害年金」や「遺族年金」など特定の状況で受け取ることができるものもあるのです。名前くらいは聞いたことがあるけれど、実際はどのような仕組みなのかよくわからないという方もいるかも。

そこで今回は、年金の種類について説明していきます。将来の年金を受け取る準備として、年金にはどんな種類があるのか、正しく理解しておきましょう。

年金は、公的年金と私的年金に分かれます。

・公的年金とは

公的年金とは国が用意する年金のことです、国民年金や厚生年金などを指します。国民年金は日本に住む20歳から60歳未満までの人は原則加入し、厚生年金は会社員や公務員の人が加入します。多くは老齢年金という形で受け取りますが、状況によっては障害年金や遺族年金という形で受け取ることもあります。

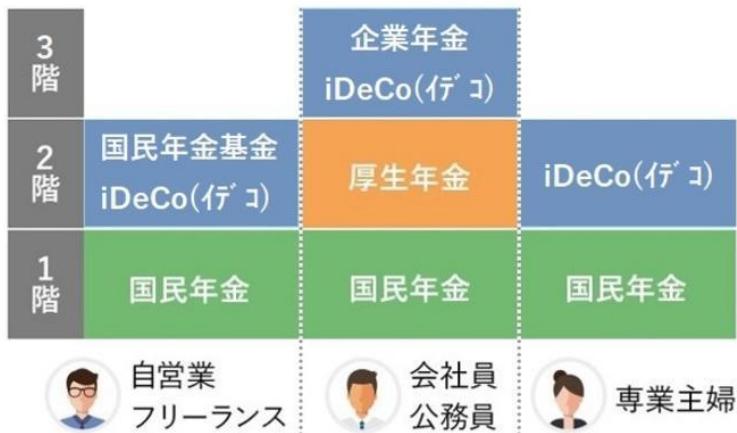
公的年金は、よく1階建てと2階建てに分けて説明されます。まずは以下の図を確認してください。

1階部分は「国民年金」です。基礎年金とも言い、20歳以上60歳未満の日本にいるすべての国民が加入するものです。

これに対して会社員や公務員が加入するのが厚生年金で、老後を迎えると国民年金に加えて受け取れます。厚生年金は、所得に応じて厚生年金部分の保険料が決まります。そのため、国民年金のみ加入していれば「1階建て」、厚生年金に加入していれば「2階建て」と呼ばれているのです。

厚生年金加入者でさらに企業年金やiDeCoといった私的年金も加入している方は、「3階建て」の年金制度を利用していることになります。

【年金制度】



国民年金をベースにしながら、会社員や公務員は厚生年金が上乗せされさらに私的年金まで加入すると3階建ての構造になります。

私たちが加入している厚生年金の保険料は労使折半で、その年の4・5・6月に支払われる給与（実際は3・4・5月分）もとに算定されその年の9月から適用されます（定時決定）。昇給または降給等により固定的賃金に変動があった場合、変動月からの3カ月間に支給された報酬の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた場合改訂されます（隨時改訂）。

・私的年金とは

一方、私的年金とは、公的年金とは別に企業が福利厚生として用意する年金や、個人が自分で用意する年金のことです。企業年金や個人年金保険、iDeCo（イデコ）などが挙げられます。老後に不安を感じる方は、安心を得るために私的年金を活用することが多いです。私的年金には、自分で運用方法を選んで掛金を運用するものもあり、運用成績によっては受け取る年金額が増える可能性もあります。

・iDeCo（イデコ、個人型確定拠出年金）

iDeCoとは、自分で掛金を支払い、自分で運用し、原則60歳以降に受け取る私的年金です。加入者が自分で掛金を拠出し、金融商品を選んで運用し、掛金は全額所得控除の対象となり、受け取るときの全てで税制の優遇が受けられます。節税しながら、老後を少しでも安心できるようにしておきたい方に向いている私的年金と言えるでしょう。また、主なデメリットとしては、原則60歳になるまで引き出せないこと、運用によって元本割れする可能性があること、加入時や運用時に手数料がかかることなどが挙げられます。

現在柿原工業ではiDeCoに十数名が加入しています。

・個人年金保険

個人年金保険とは、保険会社が販売する私的年金です。一定の保険料を支払うことで、老後に年金を受給できます。個人年金保険は生命保険料控除の対象となっているため、節税効果があります。

※私的年金については紹介するもので、加入・運用については各自の判断・責任で行ってください。

受け取れる年金については次回。